

2 計画書の全体構成

この計画の策定の視点とポイントについて整理すると、次の図表のようになります。

図表. 1-1 【計画書の全体構成】

<策定の視点>	<計画書の項目>	<ポイント>
○ 計画はどのような考え方で策定するのか	第1 計画の基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定の趣旨、計画期間、圏域設定、策定体制等について示しています。
○ 高齢者は現在どのような状況で将来どうなるのか	第2 高齢者等の現状と将来推計	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の人口推計、世帯の状況、要介護者数の見込み等について示しています。
○ サービスの現状はどうなっているのか	第3 サービス提供体制の現状と評価	<ul style="list-style-type: none"> サービスごとの現状と評価について示しています。
○ どのような方向を目指すのか ○ 目標を実現するためにどのような方針で望むのか	第4 計画推進のための基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> 計画のテーマや目標を示しています。 計画を推進するための方針と具体的目標を示しています。
○ 目指す方向と方針を踏まえてどのようにサービス量等を見込み、基盤整備を進めるのか	第5 サービスの量の見込みと基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> サービスの量の見込みと基盤整備に関する事項について示しています。
○ サービスの質・量を確保するために何をするのか	第6 計画推進のための具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> 計画推進の具体的な取組について示しています。

3 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画（北海道高齢者保健福祉計画）及び介護保険法に基づく介護保険事業支援計画（北海道介護保険事業支援計画）として、道が策定するものであり、両計画は、整合性を図りながら連携して事業を推進する必要があることから、一体的に策定しています。

また、この計画は、中長期的な視点に立って、これまで推進してきた計画の検証・評価を行い、改めて目指すべき基本的な方針等を示した上で、今後、必要となるサービスの見込量を示すとともに、道が取り組むべき方策を明らかにします。

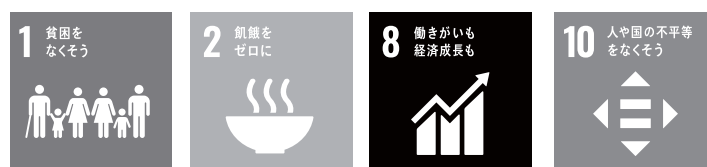
この計画は、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: S D G s）」の達成に資するものです。

※2015年9月の国連サミットで「Transforming our world : the 2030 Agenda for Sustainable Development（我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ）」が採択され、2030年までの先進国を含む国際社会全体の開発目標として、17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（S D G s）」が定められた。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



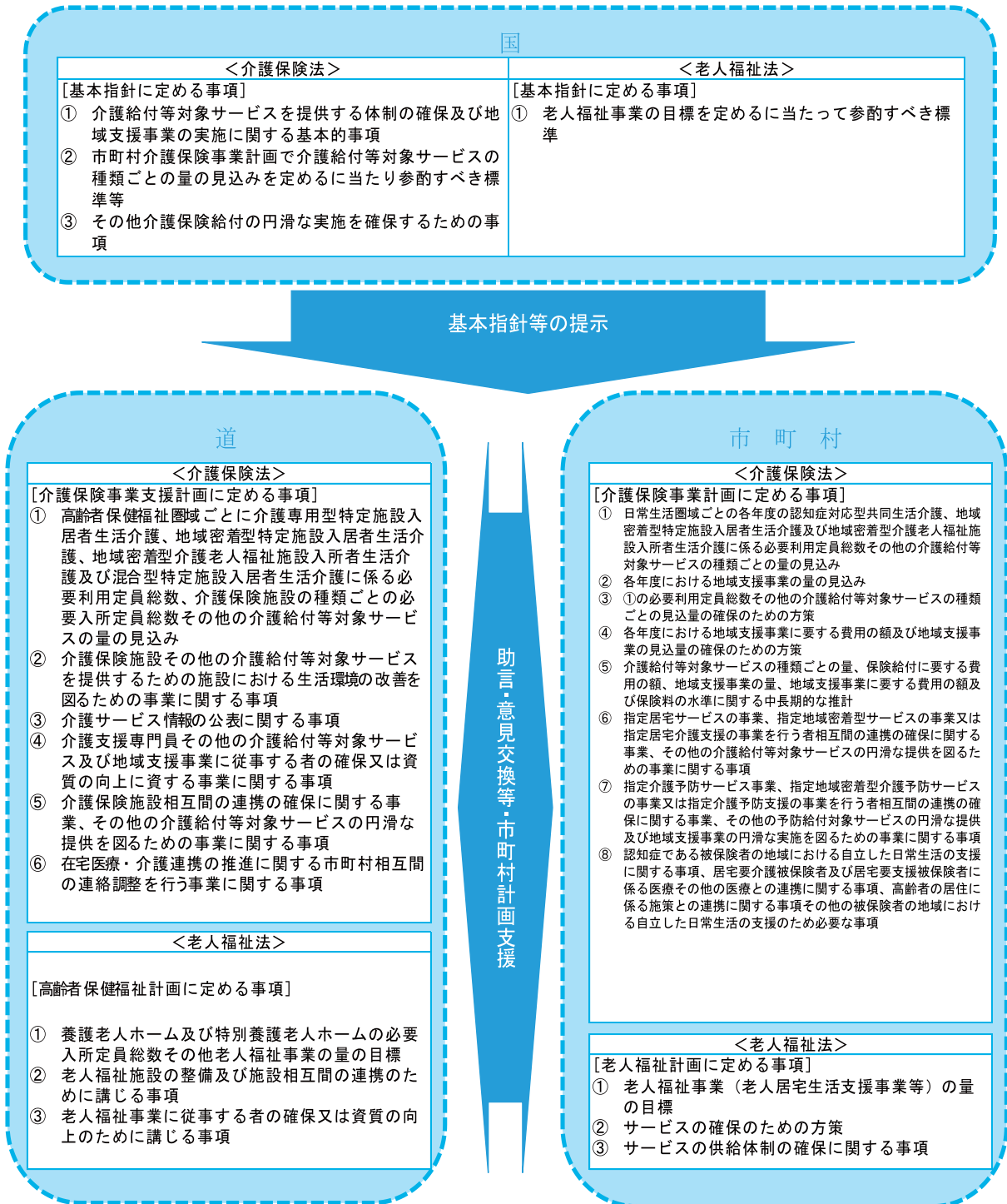
【関連するゴール】



(2) 計画策定における国、道、市町村の役割

計画策定に当たっての役割分担については、次の図表のようになります。

図表. 1-2【計画策定における国、道、市町村の役割】



(3) 他計画との関係

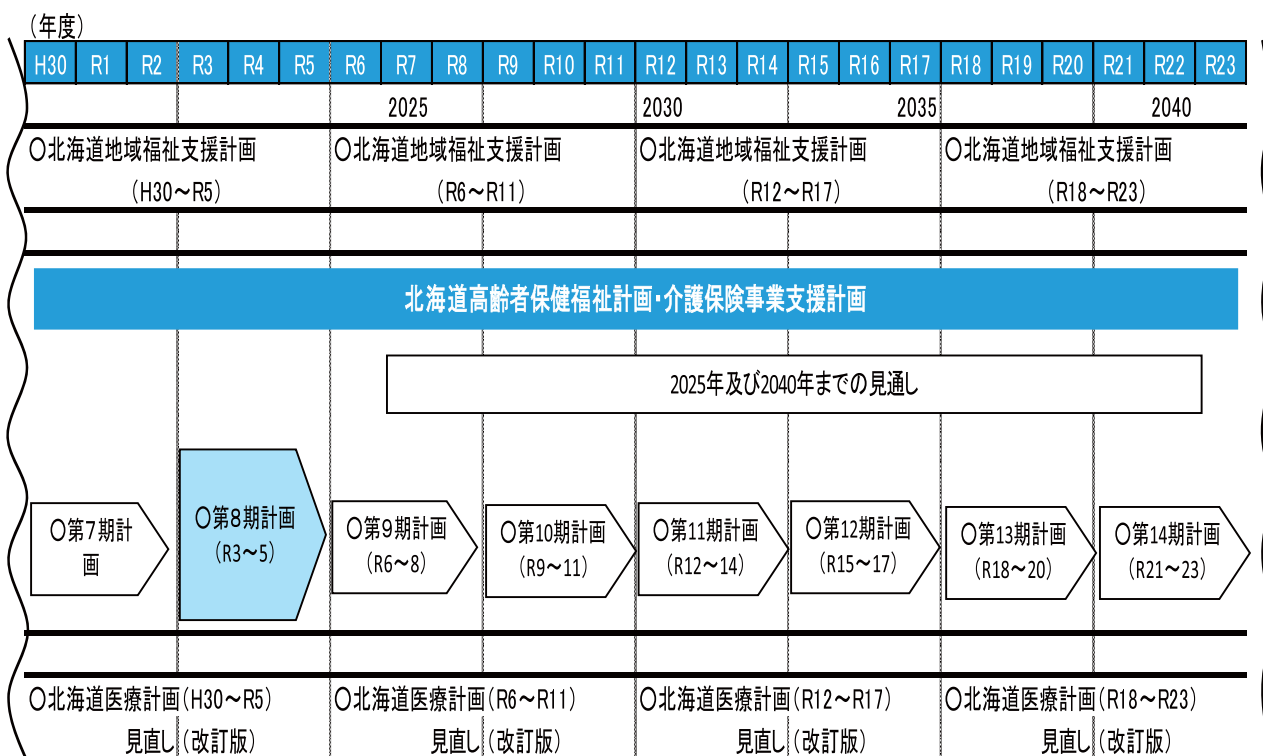
この計画は、上位計画である「北海道地域福祉支援計画」、「医療介護総合確保促進法に基づく『北海道計画』」、「北海道医療計画」、「北海道高齢者居住安定確保計画」、「北海道障がい福祉計画」、「北海道医療費適正化計画」、「北海道健康増進計画」、「北海道地域防災計画」「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」等と整合性や調和を図りながら策定しています。

(4) 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、介護保険給付の動向等や道の保健福祉施策の推進状況などを踏まえ、3年後に、令和6年度から令和8年度までの3年間の第9期計画を策定する予定です。

図表. 1-3【計画の期間】



(5) 法令等の根拠

この計画は、次の法令等を根拠として策定しています。

ア 高齢者保健福祉計画

- 老人福祉法
- 「第8期介護保険事業計画の作成に併せた老人福祉計画の見直しについて」
〔令和3年1月29日厚生労働省老健局長通知〕

イ 介護保険事業支援計画

- 介護保険法
- 「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」
〔令和3年1月29日厚生労働省告示第29号〕（以下、「基本指針」という。）

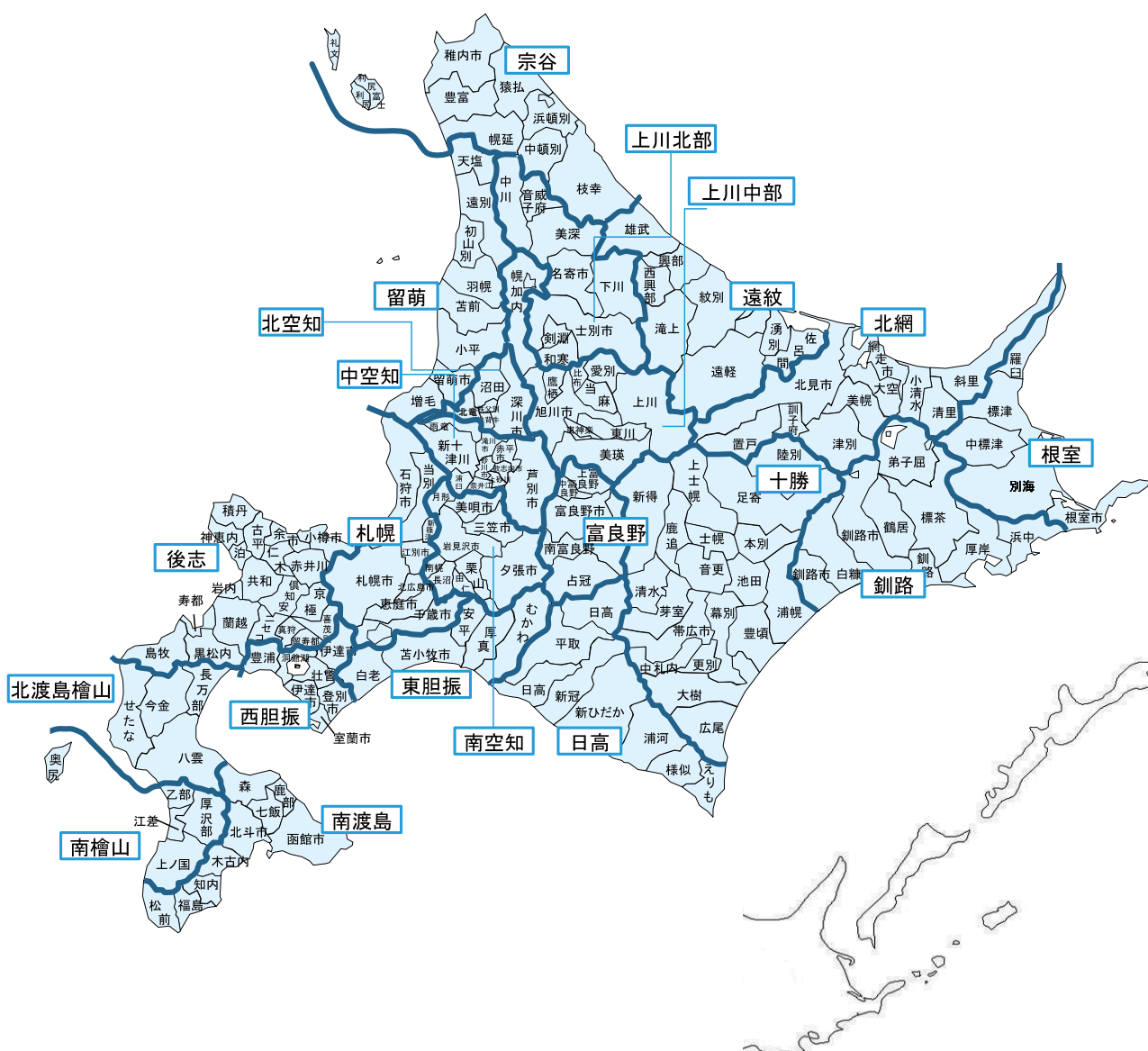
4 高齢者保健福祉圏域の設定

道では、どこで暮らしていても、必要なサービスが受けられるように、広域的な観点からもサービス提供基盤を確保していくため、高齢者保健福祉圏域を設定しています。

この計画は「北海道地域福祉支援計画」等との整合性を図りながら推進することとしていることから、高齢者保健福祉圏域は、「北海道地域福祉支援計画」における第二次保健医療福祉圏（概ね保健福祉サービスの完結を目指す地域単位）、「北海道医療計画」の第二次医療圏、医療介護総合確保促進法に基づく「北海道計画」の医療介護総合確保区域と同じ21の圏域としています。

圏域の区分等については、次の図表のとおりです。

図表. 1-4【北海道高齢者保健福祉圏域】



圏域名	構成する市町村名
南渡島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町
南檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
北渡島檜山	八雲町、長万部町、今金町、せたな町
札幌	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
後志	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
南空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町
中空知	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、上砂川町、浦臼町、新十津川町、奈井江町、雨竜町
北空知	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
西胆振	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町
東胆振	苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町
日高	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町
上川中部	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町
上川北部	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
富良野	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
留萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
北網	北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町
遠紋	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
十勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
釧路	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
根室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
21圏域	179市町村

〔広域連合を構成する市町村〕

広域連合名	構成する市町村名
空知中部広域連合	歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
後志広域連合	島牧村、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、赤井川村
日高中部広域連合	新冠町、新ひだか町
大雪地区広域連合	東神楽町、東川町、美瑛町

〔介護認定審査会の共同設置〕 40 地域 134 市町村

5 日常生活圏域の設定状況

市町村は、住民の方々が日常生活を営んでいる地域（日常生活圏域）において、必要なサービスが受けられるよう、サービス提供基盤の確保に努めます。

この日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、市町村が定めています。

市町村別の圏域数は、次の図表のとおりです。

図表 1-5【市町村日常生活圏域】

圏域名	市町村の日常生活圏域数（丸数字）	市町村数	圏域数
南渡島	函館市⑩、北斗市②、松前町①、福島町①、知内町①、木古内町①、七飯町①、鹿部町①、森町①	9	19
南檜山	江差町①、上ノ国町①、厚沢部町①、乙部町①、奥尻町①	5	5
北渡島檜山	八雲町②、長万部町①、今金町①、せたな町①	4	5
札幌	札幌市⑩、江別市③、千歳市⑤、恵庭市④、北広島市⑤、石狩市③、当別町①、新篠津村①	8	32
後志	小樽市④、島牧村①、寿都町①、黒松内町①、蘭越町①、ニセコ町①、真狩村①、留寿都村①、喜茂別町①、京極町①、倶知安町①、共和町①、岩内町①、泊村①、神恵内村①、積丹町①、古平町①、仁木町①、余市町①、赤井川村①	20	23
南空知	夕張市①、岩見沢市⑤、美唄市①、三笠市①、南幌町①、由仁町①、長沼町①、栗山町①、月形町①	9	13
中空知	芦別市③、赤平市①、滝川市①、砂川市①、歌志内市①、上砂川町①、浦臼町①、新十津川町①、奈井江町①、雨竜町①	10	12
北空知	深川市①、妹背牛町①、秩父別町①、北竜町①、沼田町①	5	5
西胆振	室蘭市④、登別市③、伊達市②、豊浦町①、洞爺湖町①、壮瞥町①	6	12
東胆振	苫小牧市⑦、白老町①、安平町①、厚真町①、むかわ町①	5	11
日高	日高町②、平取町①、新冠町①、新ひだか町②、浦河町①、様似町①、えりも町①	7	9
上川中部	旭川市⑪、鷹栖町①、東神楽町①、当麻町①、比布町①、愛別町①、上川町①、東川町①、美瑛町④、幌加内町①	10	23
上川北部	士別市①、名寄市①、和寒町①、剣淵町①、下川町①、美深町①、音威子府村①、中川町①	8	8
富良野	富良野市①、上富良野町①、中富良野町①、南富良野町②、占冠村①	5	6
留萌	留萌市①、増毛町①、小平町①、苫前町①、羽幌町③、初山別村①、遠別町①、天塩町①	8	10
宗谷	稚内市②、猿払村①、浜頓別町①、中頓別町①、枝幸町②、豊富町①、礼文町①、利尻町①、利尻富士町②、幌延町①	10	13
北網	北見市⑨、網走市④、大空町①、美幌町①、津別町①、斜里町①、清里町①、小清水町①、訓子府町①、置戸町①	10	21
遠紋	紋別市①、佐呂間町①、遠軽町④、湧別町①、滝上町①、興部町①、西興部村①、雄武町①	8	11
十勝	帯広市⑧、音更町①、士幌町①、上士幌町①、鹿追町①、新得町①、清水町①、芽室町①、中札内村①、更別村①、大樹町①、広尾町①、幕別町①、池田町①、豊頃町①、本別町③、足寄町①、陸別町①、浦幌町①	19	28
釧路	釧路市⑦、釧路町④、厚岸町①、浜中町①、標茶町①、弟子屈町①、鶴居村①、白糠町①	8	17
根室	根室市①、別海町③、中標津町①、標津町①、羅臼町①	5	7
全道合計		179	290

6 計画策定体制と経緯等

(1) 計画の策定体制

ア 関係機関等との協議

この計画の策定に当たっては、道本庁内の関係部局で構成する「北海道高齢化対策推進委員会」において、協議を行いました。

また、高齢者保健福祉圏域ごとに、総合振興局又は振興局（以下「振興局」という。）と市町村で構成する「高齢者保健福祉圏域連絡協議会」において、協議の場を設定し、医療計画との整合性などについて市町村と意見交換等を行うとともに、道本庁と振興局で構成する「高齢者保健福祉圏域推進協議会」において、圏域を越える広域的なサービス提供体制などについて、調整を行いました。

イ 計画検討協議会の設置

学識経験者や福祉関係団体、保健医療関係団体、その他関係団体の代表者で構成する「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会」を設置し、計画の協議、検討を行うとともに、「北海道総合保健医療協議会地域医療専門委員会」との情報共有等により、医療計画との整合性を図りました。

(2) 道民の意見反映

広く道民の意見をお聴きするため、パブリックコメントを募集しました。いただいたご意見などは、この計画の策定過程において参考としました。

パブリックコメント募集期間 令和2年12月14日（月）～令和3年1月14日（木）

(3) 計画策定の経過

図表. 1-6 【計画策定の主な経過】

年 月	内 容	
令和2年	7月	・ 「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正（案）〔厚生労働省老健局〕
	8月	・ 第1回北海道高齢者保健福祉圏域推進協議会
		・ 第1回北海道高齢化対策推進委員会
		・ 第1回北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会
		・ 第1回北海道高齢化対策推進委員会作業部会
	9月	・ 北海道議会（少子高齢社会対策特別委員会）に「第8期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画策定に係る基本的考え方」を報告
		・ 北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業（支援）計画作成指針（検討案）を市町村に通知
		・ 第2回北海道高齢化対策推進委員会作業部会
	10月	・ 第3回北海道高齢化対策推進委員会作業部会
	11月	・ 第2回北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会
・ 第4回北海道高齢化対策推進委員会作業部会		
・ 北海道議会（少子高齢社会対策特別委員会）に北海道高齢者保健福祉計画介護保険事業支援計画素案を報告		
12月	・ パブリックコメント募集（～1月）	
令和3年	1月	・ 市町村介護保険事業計画のサービスの量の見込み等取りまとめ（12月値）
	2月	・ 第3回北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会
		・ 北海道議会（少子高齢社会対策特別委員会）に北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画案を報告
	3月	・ 第5回北海道高齢化対策推進委員会作業部会
・ 市町村介護保険事業計画のサービスの量の見込み等取りまとめ（最終値）		

